

平成 29 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 4 年 1 1 月
島根県

3. 事業の実施状況

平成29年度島根県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 医療連携推進事業	【総事業費】 11,015 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3月 576カ所 → H30.3月 577カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療に取り組む連携チーム数 12チーム	
アウトプット指標（達成値）	R3年度は、4つの連携チームが構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が活発化した。具体的には、看取り代診医システム運用のための検討会や、在宅医療に関わる医療介護専門職による多職種連携チームによる症例検討・研修会の実施等、各地域で多様な取組が実施され、県内の在宅医療提供体制の充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>アウトカム指標 577カ所（H30.4）は、改定前の島根県保健医療計画から引用した指標であり、計画改定（H30）後の指標により評価したところ、訪問診療を行っている医療機関数、患者数ともに増加している。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 274 カ所（R3(2021)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,248 人（R3(2021)年度） <p>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p> <p>（１）事業の有効性 上記の代替指標が改善したこと等から、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 地域の実情に応じた医療関係者の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ることができた。</p> <p>（２）事業の効率性 適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 9,014 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H30.3 月 577 カ所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。</p> <p>また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務する全ての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発シンポジウムの開催 0 回 在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>アウトカム指標 577 カ所（H30.4）は、改定前の島根県保健医療計画から引用した指標であり、計画改定（H30）後の指標により評価したところ、訪問診療を行っている医療機関数、患者数ともに増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 274 カ所（R3(2021)年度） 訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,248 人（R3(2021)年度） <p>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療を普及拡大していくためには、医療従事者と医療を受ける県民双方の理解が不可欠であるが、行政、病院がそれぞれの立場から普及啓発活動を実施することにより、県全体で在宅医療について理解を深めるという機運を醸造することが可能となる。</p> <p>普及啓発シンポジウムの開催を検討したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施を見送ることとなった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助対象を病院とすることで、各地域・病院の実情に即した普及啓発活動を実施することができた。また、院内研修の開催や、全国各地で開催される在宅医療関連の外部研修へ職員を派遣することにより、各病院が多角的な視点から在宅医療に関する知識を深めることができた。</p>
その他	

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業				
事業名	島根県介護施設等整備事業	【総事業費】 358,152千円			
事業の対象となる区域	県東部・県西部				
事業の実施主体	島根県内				
事業の期間	平成29年4月1日～令和6年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。				
	アウトカム指標：年内の特養待機者数の減少（待機者のうち、在宅の方が全体の約半数（2,000人超））				
事業の内容(当初計画)	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。				
	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業書</td> <td style="text-align: center;">2カ所</td> </tr> </table>		整備予定施設等		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業書
整備予定施設等					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業書	2カ所				
アウトプット指標(当初の目標値)	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。				
	③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。				
アウトプット指標(達成値)	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。				
	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4カ所 →6カ所</p> <p>その他、特養多床室のプライバシー化や、介護療養病床の転換整備にかかる支援を行う。</p>				
事業の有効性・効率性	地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設の定員数を増とする。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症グループホームの整備 36床 ・介護療養病床等の転換整備 4カ所 ・特養多床室のプライバシー化 1カ所 ・家族面会室の整備 66カ所 				
	事業終了後1年以内のアウトカム指標：要介護度3以上の特養入所希望者数の減少確認できていない → 事業終了後の直近の調査状況を集計中のため				
	(1) 事業の有効性				

	<p>上記のとおり未確認ではあるが、地域密着型サービス施設等の整備を行ったことにより、当サービス等を利用できる方が増え、地域包括ケアシステムの構築に向けた整備も含め、県内各地域において安心して生活できる体制の構築が図られていると感じる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ホームページに掲載することやそれを周知することにより、市町村や事業者に対して一定の共通認識や透明性、及び手続きに関する効率化を図ることができた。</p>
その他	